

## 鹿沼市規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、本市の規則、訓令、告示、要綱、要領その他の規程（以下「規則等」という。）で定める申請書、請求書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 規則等で定める申請書等のうち、市長が別に定めるものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、令和3年2月19日から施行する。